

## さつま町移住促進交流施設「さつま体験宿」の設置及び管理に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、さつま町（以下「町」という。）に移住を希望する者に対し、一定期間、町内の風土や日常生活を体験ができる移住促進交流施設「さつま体験宿」（以下「体験宿」という。）を提供し、町への移住定住、交流人口の増加及び地域の活性化を図るため、さつま町移住促進交流施設「さつま体験宿」の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討している者をいう。
- (2) 体験宿 移住希望者が容易に町内での生活を体験でき、日常生活が営める程度の生活用品、家具、電化製品（寝具、洗面具、日常消耗品を除く）を備え付けた、町が設置及び管理する施設をいう。

### (設置及び貸付料等)

第3条 体験宿の設置場所及び貸付料等は、別表のとおりとする。

### (借用申請)

第4条 体験宿の借用を希望する移住希望者は、町に予め借用期間等の予約をしなければならない。

- 2 予約は、電話による申し込みとし、借用期間開始日の90日前からできる。
- 3 町は、予約の受付後直ちにその旨を記録し、予約状況を適正に管理しなければならない。
- 4 第1項に規定する予約をした移住希望者は、体験宿の借用期間開始日の20日前までにさつま町移住促進交流施設「さつま体験宿」借用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に身分証明書（官公署が発行した証明書、免許証又はパスポートなどの顔写真付きのもの）の写しを添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、体験宿を借用する者（以下「体験者」という。）は、体験者及び体験者と現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係にある者又は婚姻の予約者を含む）でなければならない。ただし、町が主催する移住体験ツアーの参加者については、この限りでない。

### (貸付許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付に支障がないと認めたときは、さつま町移住促進交流施設「さつま体験宿」貸付許可書（第2号様式）を申請代表者に交付しなければならない。この場合において、町長は、体験宿の管理運営上必要と認める場合は、その貸付けについて条件を付することができる。

### (貸付期間)

第6条 体験宿の借用期間は、借用期間開始日から起算して31日間までとする。

- 2 体験宿の借用開始時間は、原則として開始日の午後1時以降とし、終了時間は満了日の午前10時までとする。

(貸付料の納付等)

第7条 体験者は、第3条に規定する貸付料を使用期間開始7日前までに納付しなければならない。

2 前項により納付した貸付料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

3 前項の規定により貸付料を還付する場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 天災事変、体験者又は親族の疾病、その他体験者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合は、既に納付した使用料から使用済期間分の使用料を差し引いた差額

(2) 町長が特に必要と認め、貸付期間を短縮した場合は、既に納付した貸付料から貸付済期間分の貸付料を差し引いた差額

(体験者の遵守事項)

第8条 体験者は、前条第1項による貸付料の納付が確認できるものを提示後に、町長から体験宿の鍵を受け取り使用する。この場合、体験者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど体験宿を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱いに注意すること。また、備え付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。

(3) 体験宿、設備及び備品等を破損、汚損又は滅失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 体験宿の貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともにさつま町移住促進交流施設「さつま体験宿」貸付終了報告書(第3号様式)を提出し、直ちに体験宿の鍵を町長に返却にすること。

(6) その他体験宿の使用に関し、町長が必要と認める事項

(禁止・制限される行為)

第9条 体験者は、体験宿において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 借受けの権利を譲渡、転貸あるいは申請書に記載した体験者以外の者を宿泊させること。

(2) 増築、改築、移転、改造、塗替え、模様替え又は体験宿の敷地内に工作物の設置等を行うこと。

(3) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。

(4) 興行、展示会、その他これに類する催しを開催すること。

(5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(7) 政治活動のための演説会、研修会、その他これに類する行為をすること。

(8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(9) 猛獣、爬虫類、犬、猫等の動物の飼育又は持込むこと。

(10) 3日以上継続して体験宿を留守にすること。

(11) 犯罪行為等、警察の介入を生じさせる不法行為をすること。

(12) 鍵の改変又は追加等により、体験宿の管理業務に支障を及ぼすこと。

(13) その他体験宿の使用にふさわしくない行為をすること。

(貸付許可の取消し)

第10条 町長は、体験者に第4条に基づく申請内容に偽りがあったとき又は第8条及び第9条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第5条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、さつま町移住促進交流施設「さつま体験宿」貸付許可取消通知書（第4号様式）により、当該体験者に通知しなければならない。

(明渡し)

第11条 体験者は、貸付期間が終了する日までに、前条の規定に基づき貸付許可が取消された場合にあつては直ちに、体験宿を明け渡さなければならない。この場合において、体験者は通常の使用において生じた体験宿の損耗を除き、体験宿を原状回復しなければならない。

2 町長は、前項後段の規定に基づき体験者が行う原状回復の内容及び方法について、体験者と協議するものとする。

(立入り)

第12条 町長は、体験宿の防火、火災の延焼、構造の保全、その他の体験宿の管理上特に必要があるときは、体験者の承諾がなくても体験宿内に立ち入ることができる。

2 体験者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(貸付期間の延長)

第13条 体験者は、貸付期間が満了するにあたり、その後に第4条第1項の規定による予約がない場合に限り、貸付期間開始日から1箇月を超えない範囲において、貸付期間の延長を申請することができる。

(損害賠償)

第14条 体験者は、故意又は過失により体験宿、設備及び備品等を破損、汚損及び滅失したときは、遅延なく、さつま町移住促進交流施設「さつま体験宿」破損（汚損・滅失）届（第5号様式）を町長に提出し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(事故免責)

第15条 体験宿が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験宿内又は体験宿周辺で発生した事故に対しては、町はその責任を負わないものとする。

(特別の措置)

第16条 町長が特別に認める場合は、この告示の規定によらず、体験宿の貸付けを行うことができる。ただし、第4条第1項の規定による予約がない場合に限る。なお、この場合における貸付料は、借用申請時に町長へさつま町移住促進交流施設「さつま体験宿」貸付料減免申請書（第6号様式）を提出し減免を受けることができる。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、体験宿に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名 称	項 目	内 容
移住促進交流施設 「さつま体験宿」 (101号)	住 所	さつま町宮之城屋地 2030 番地
	建 設 年 度	平成元年度（平成 28 年度リフォーム）
	構 造 ・ 規 格	鉄筋コンクリート造 3LDK
	床 面 積	62.2 m <sup>2</sup>
	利 用 料	1 泊目～ 5 泊目 一泊当たり 2,000 円 6 泊目～15 泊目 一泊当たり 1,000 円

		16泊目～30泊目 一泊当たり 500円
	利用期間	1泊から30泊まで(1ヶ月以内)
移住促進交流施設 「さつま体験宿」 (201号)	住 所	さつま町宮之城屋地 2030番地
	建設年度	平成元年度(平成28年度リフォーム)
	構造・規格	鉄筋コンクリート造 3LDK
	床面積	62.2㎡
	利用料	1泊目～5泊目 一泊当たり 2,000円 6泊目～15泊目 一泊当たり 1,000円 16泊目～30泊目 一泊当たり 500円
	利用期間	1泊から30泊まで(1ヶ月以内)